

様式第2号（第5条関係）

発 言 者 ・ 会 議 の て ん 末 ・ 概 要

鈴木課長 皆様こんにちは。定刻となりましたので、ただいまから始めさせていただきます。

まずもって本日は、暑い中また天候が不安定な中、また大変お忙しい中、ご出席を賜りましてまことにありがとうございます。ただいまから令和4年度の第1回久喜市健康福祉推進委員会を開会させていただきます。私は、進行を務めます、社会福祉課長の鈴木と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

はじめに、本委員会の成立について、確認をさせていただきます。

久喜市健康福祉推進委員会規則第3条第2項の規程により、会議の成立には委員の過半数の出席が必要となっております。

本日は、委員10名のうち7名の出席をいただいておりますので、本会議が成立していることを報告申し上げます。

塚本委員、黒巢委員におかれましてはあらかじめ欠席の連絡をいただいているところでございます。

議事に入ります前に、委員の皆様にご了承いただきたいことがございます。まず、会議録作成のため、本会議を録音させていただいております。発言の際は、マイクをお渡ししますので、マイクを使ってご発言いただきますようお願いいたします。

また、本市の審議会等は、「久喜市審議会等の会議の公開に関する条例」の規定により、原則は公開となっております。本委員会本日の会議でも議事については、個人情報等、非公開とすべき

案件がございませんことから、今日の会議も原則通り公開とさせていただきます。次に、会議録の確認についてでございます。会議録につきましては、会議録の作成後、会長に一任して、確認いただき、署名をもって確定とさせていただいております。また会議録につきましては、市のホームページに掲載させていただく予定でございます。

それでは、開会に当たり、樋口会長からご挨拶をいただきたいと思います。

樋口会長

皆さんこんにちは。当会会長の樋口です。

本日は、2月に続いての委員会ということですが、4月に年度が変わりましたので、令和4年度としては初めての委員会となります。どうぞよろしく願いいたします。

さて、本日の委員会では、地域福祉計画・地域福祉活動計画の素案について、事務局からご説明いただく予定であります。本計画と一体的に推進していきます。成年後見制度利用促進基本計画と再犯防止推進計画についてもご説明をいただく予定でございます。成年後見制度利用促進基本計画につきましては、介護保険制度開始とともに導入されました成年後見制度の一層の活用を進めるために設けられました成年後見制度の利用の促進に関する法律、さらに、再犯防止推進計画については、再犯防止等の推進に関する法律を受けてのもので、それらの計画が求めていますのは、誰もが住み慣れた地域で尊厳を持って生活ができる社会の構築であります。そうしたことから地域福祉計画と一体のものとして策定が求められているものでございます。それらを含めて、本日は、今後のパブリックコメントに向けての一番重要なご審議をいただくことになるかと思っております。そうしたことから、本

日も皆様の活発なご議論を期待いたしますので、よろしくお願いいたします。

鈴木課長

ありがとうございました。

本日の会議でございますが、今年度初めての会議でございますので、4月1日付の人事異動に伴い、事務局の職員が変わりましたので、異動した職員をここで紹介させていただきます。

まず、福祉部副部長。河内でございます。

河内 副部長

よろしくお願いいたします。

鈴木課長

社会福祉協議会地域福祉課長の得能でございます。

得能 課長

よろしくお願いいたします。

鈴木課長

そして改めまして私、社会福祉課長の鈴木と申します。

どうぞよろしくお願いいたします。

議事に入ります前に、本日の会議資料を確認させていただきたいと存じます。事前に送付させていただきました資料といたしましては、資料1 第2次久喜市地域福祉計画・地域福祉活動計画の進捗状況（市の取組み）、資料2 第2次久喜市地域福祉計画・地域福祉活動計画の進捗状況、（社会福祉協議会の取組み）、資料3 進捗状況を把握するための計画指標、資料4 第3次久喜市地域福祉計画・地域福祉活動計画（素案）、それと次第の5点でございます。

不足等はございませんでしょうか。

それでは、本日の議題に入らせていただきます。

会議の進行につきましては、久喜市健康福祉推進委員会規則第3条第1項の規定に基づきまして、樋口会長に議長をお願いしたいと思います。

樋口会長、よろしくお願いいたします。

樋口会長

それでは、しばらくの間、議事進行を務めさせていただきます。

早速、議題に入らせていただきたいと思います。

議題（１）「第２次地域福祉計画・地域福祉活動計画の進捗状況」についてでございます。

事務局からの説明を求めます。

上岡課長補佐

改めまして、皆様、こんにちは。社会福祉課の上岡と申します。

それでは、「第２次地域福祉計画・地域福祉活動計画の進捗状況、市の取組み」について、説明いたします。着座にて失礼いたします。

資料１をご覧ください。本計画の進捗状況等について、概要を簡単に説明させていただきます。

計画に定められました、「基本目標」及び「重点施策」に基づき、市の関係部署がそれぞれ実施しております、主な取組みを年度ごとに評価しております。なお、進捗状況について、毎年、関係課が、５段階で自己評価しております。

今回の資料は、令和３年度に実施した主な取り組みの評価と令和４年度の事業予定を記載したものとなっております。

令和３年度の主な取組みは、４３事業ございます。

この４３事業の進捗状況でございますが、市の担当部署で「順調に進んでいる」と評価している事業は２８事業、「概ね順調に進んでいるが一部に不十分な点や改善すべき点がある」と評価している事業は１４事業、「実施されているが不十分点が多い」と評価している事業は１事業でございます。

「事業内容や実施方法など見直しが必要」と評価している事業、

新型コロナウイルス感染症流行のため「未実施」と評価している事業はございませんでした。

本日は、限られた時間でございますので、進捗状況が、「概ね順調に進んでいるが一部に不十分な点や改善すべき点がある」と評価している14事業のうち4事業について、「実施されているが不十分点が多い」と評価している1事業について説明させていただきます。

はじめに、1頁をご覧ください。

「児童・生徒への福祉教育の充実」でございます。

事業内容は、社協や社会福祉施設と連携し、小中学校での福祉教育やボランティア活動などの体験学習を実施しています。

令和3年度は、新型コロナウイルス感染症流行のため、3日間の職場体験活動は実施できませんでしたが、職場訪問、講話や体験学習、事業者の方にオンライン等でインタビュー等を行った学校は11校でした。

評価理由としましては、職場に訪問し、体験活動ができた学校が少なく、多くの学校で事業を実施できなかったため、「不十分な点が多い」との評価となっております。令和4年度は、事業者の理解や協力を得ながら可能な範囲で実施していきます。

次に、6頁をご覧ください。併せて資料3の1ページ「指標3」もご覧ください。

「福祉に関する生涯学習出前講座の充実」でございます。

事業内容は、生涯学習出前講座の実施でございまして、「みんなでつくる福祉のまち～地域福祉とは～」や「久喜市の高齢者福祉サービス」など、要望のありました講座を随時開催しています。

令和3年度は、福祉分野における講座の実施件数は2件で、参加者人数は、23人ございました。

評価理由としましては、生涯学習出前講座の申請件数中、福祉分野の講座開催数が減少しており、目標値に達していないため、「概ね順調」との評価となっております。出前講座の内容が定型化しているため、新たなメニューの追加や講座内容の刷新を図るとともに、積極的な情報発信を行う必要があります。

次に、17頁をご覧ください。併せて資料3の2ページ「指標12」もご覧ください。

「要援護者見守り支援の充実」でございます。

事業内容は、「要援護者見守り支援登録台帳」に登録された要援護者の情報を、地域の支援者である区長や民生委員・児童委員、自主防災組織に提供をしています。また、地域の支援者を対象に要援護者見守り支援事業に係る合同会議を開催しています。

評価理由といたしましては、地域の支援者により要援護者の見守り活動が行われるとともに、要援護者見守り支援登録台帳に新たに89人、前年度より10人多く登録することができましたが、全体の登録者数が減少しており、目標値に達していないことから「概ね順調」との評価となっております。

今後も、支援を必要としている方に本事業を周知していく必要がございます。

次に、30頁をご覧ください。併せて資料3の2ページ「指標22」もご覧ください。

「生活保護制度の適正実施」でございます。

事業内容は、生活相談や家庭訪問などにより、要保護世帯等の実態を把握し、その困窮の程度に応じて、必要な生活保護を適用

しております。

また、関係機関と連携し、被保護世帯の自立に向けた、就労支援等を実施しております。

評価理由といたしましては、生活保護からの自立世帯は、前年よりも1世帯増えて、32世帯ですが、目標値を下回ったことから、「概ね順調」との評価となっております。就業支援プログラムの積極的な活用及び年金の裁定手続きの支援等、自立に向けた指導援助を徹底する必要があります。

次に、34頁をご覧ください。

「地域包括ケアシステムの構築を基本としたネットワークづくり」でございます。

事業内容は、在宅医療・介護連携推進会議の開催や生活支援コーディネーターの配置等による関係者の相談支援や地域の関係者間のネットワークづくりの推進でございます。

評価理由といたしましては、地域包括ケアシステムの構築を基本としたネットワークづくりに取り組めていますが、コロナ禍における在宅医療・介護連携推進事業の推進方法や、生活支援コーディネーターによるコロナ禍における地域課題の把握や資源の調査方法について、引き続き検討していく必要があることから、「概ね順調」との評価となっております。

以上をもちまして、「第2次地域福祉計画・地域福祉活動計画の進捗状況 市の取組み」の説明とさせていただきます。

芝田主任

続きまして、「社会福祉協議会の取組み」についてご説明させていただきます。久喜市社会福祉協議会の芝田と申しますよろしくお願いたします。恐れ入りますが着座で失礼いたします。

まず、資料2をご覧ください。令和3年度の主な取組みは、1

ページ開いていただきまして、目次の通り、56事業でございます。

56事業の進捗状況ですが、「順調に進んでいる」と評価している事業は43事業、全体の76%です。「概ね順調に進んでいるが一部に不十分な点や改善すべき点がある」と評価している事業は2事業、「新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点等から「未実施」と評価した事業が11事業でございます。

まず、「概ね順調に進んでいるが一部に不十分な点や改善すべき点がある」と評価している2事業についてご説明させていただきます。

2頁をご覧ください。「福祉教育の推進・学校との連携の強化」でございます。事業内容は、市内小・中学校における福祉体験学習等の実施でございます。災害時にも活用できる車いす体験や、点字、アイマスク、手話体験や認知症の方や障がいのある方の理解を深める講座などを実施しております。

評価の理由といたしましては、市内全小・中学校33校及び高校での実施を目指しておりますが、コロナの影響もあり外部講師による体験学習の依頼が減少したことから令和3年度は小・中学校、特別支援学校の19校でした。あわせて資料3のNo.1もご覧ください。今後、未実施の学校へ、積極的な働きかけが必要と考えられるため、「概ね順調に進んでいるが一部に不十分な点や改善すべき点がある」と評価しております。

続きまして、18頁をご覧ください。「福祉委員の配置・推進」でございます。事業内容といたしましては、身近な地域の困りごとや異変に気付き、つなぐ役割を担う福祉委員を配置し、見守り活動の推進を図るものがございます。第3次計画に向けた地

域活動実践者へのアンケートでは、コロナ禍でも福祉委員の方々が見守り活動に励まれた結果が数値として現れました。しかしながら、評価といたしましては、新たな福祉委員の登録はあったものの、配置数の実績が90地区270人と横ばい状態でした。資料3のNo.13あわせてご覧いただければと思います。このため、「概ね順調に進んでいるが一部に不十分な点や改善すべき点がある」と評価したものでございます。

次に「未実施」と評価した11事業でございます。16頁の「④婚活支援事業」、27頁の「⑥制度に基づく在宅福祉サービス」についてはどちらも事業を終了いたしました。

残り9事業は、令和3年度もコロナの影響により開催中止した事業です。不特定多数の参加者を募るイベント、大型店舗等での出前相談、福祉サービス事業所や専門職を対象とする研修会や学習会、食事を提供する配食サービスや会食会を中止したことにより、「未実施」といたしました。資料3のNo.23の「コミュニティソーシャルワーク実践者養成研修INくき」が該当しております。

以上が、令和3年度における、第2次地域福祉計画・地域福祉活動計画の進捗状況 社会福祉協議会の取組みについての説明でございます。

上岡課長補佐

続きまして、委員の方からご質問をいただいておりますので、読み上げさせていただきます。

初めに、進捗状況を把握するための計画指標についてご質問をいただいておりますので、読み上げさせていただきます。

進捗状況を把握するための計画指標について。

年度によって、参加人数の増減にばらつきがうかがえるが、原

因として近年はコロナ禍、団塊世代、高齢者への仲間入り等の社会現象の一旦なのでしょうか。それとも、他に要因があるのでしょうか。とのご質問がありました。

回答といたしまして、参加者や利用者を指標としているものについては、コロナ禍が大きく影響しており、地域福祉の担い手を指標としているものについては、担い手の高齢化やコロナ禍が大きく影響しております。

次に、民生委員・児童員、福祉委員等の新任委員の研修についてご意見をいただいておりますので、読み上げさせていただきます。

令和4年度は、民生委員・児童員、福祉委員、その他委員の任期終了の時期により、再任の方は、それなりの知識、技能、経験があり問題ないが、まったくの新任者の研修、教育は、コロナ禍での対応は。

新任者、委嘱を受けた人達は、受けたその日から、地域住民からの多種に渡り、保健・医療・介護等の問題、申請などのニーズ等を待たずに相談対応しなければならない。とのご意見がありました。

回答といたしまして、民生委員・児童員につきましては、新任者につきましては、前任者より引継ぎを受けることとなっております。また、毎月の地区の定例会で、先輩の民生委員・児童員から体験談を聞いたり、県の社会福祉協議会から提供される研修用のDVDを活用して、知識や技能を習得しております。

芝田主任

新任福祉委員の研修に関してご意見をいただきましてありがとうございます。

身近な地域の見守り活動を担う福祉委員につきましては、新型

コロナウイルスの影響を大きく受けることとなった令和3年度は、福祉委員の委嘱を行うごとに、個別に新任の方への研修を実施してまいりました。

また、YouTube くき社協ちゃんねるに福祉委員の活動についての動画を配信いたしまして、コロナ禍でもどなたでもご覧いただけるよう工夫いたしました。

今回、令和4年7月1日から2年間の新たな任期を迎えまして、先日の6月30日に委嘱式及び公開講座「ヤングケアラーってなあに？」を開催したところでございます。今回の新任者の研修に関しましては、7月20日に感染対策を行いながら集合型の研修を予定しております。

上岡課長補佐

委員の方から事前にいただいた質疑についての回答は以上でございます。

樋口会長

ありがとうございました。ただ今、事務局より「第2次地域福祉計画・地域福祉活動計画の進捗状況」及び事前にご提出がありました委員の方からのご提案、資料5の1と2にかかる部分についてのご説明もいただきました。それらを踏まえまして何かご質問等はございますか。よろしいですか。

それでは続きまして続いて、議事(2)「第3次地域福祉計画・地域福祉活動計画(素案)」について、事務局の説明を求めます。

上岡課長補佐

資料4をご覧ください。

それでは、まず初めに、計画の概要につきまして、ご説明申し上げます。

最初に、1頁から7頁、第1章「計画の策定にあたって」では、計画策定の趣旨、計画の位置付け、計画期間、計画への市民

参加を記載しております。

次に、8頁から36頁、第2章「地域福祉に関する現状と課題」では、第2次計画における主な取組み、市民アンケート調査の結果、地域活動実践者等へのアンケート調査の結果、調査結果から見える現状と課題を記載しております。

次に、37頁から43頁、第3章「計画の基本的な考え方」では、基本理念、4つの基本目標、11の重点施策、計画の体系、第3次地域福祉計画・地域福祉活動計画で取り組むSDGsゴールを記載しております。

次に、44頁から76頁、第4章「施策の展開」では、基本目標、重点施策ごとに、目標（目指す姿）、現状と課題、みんなで取り組むこと、市の主な取組み、社会福祉協議会の主な取組み、令和9年度の目標値、進捗状況を把握するための評価項目を記載しております。

次に、77頁から78頁、第5章「計画推進のために」では、計画の推進について、計画の周知及び普及啓発について、計画の進行管理についてを記載しております。

さらに、78頁からは、資料編といたしまして、今回の素案では、用語解説集のみでございますが、統計情報、策定経過も掲載する予定でございます。

それでは、各章について説明していきます。

初めに、第1章「計画の策定にあたって」でございます。1頁をご覧ください。

計画の趣旨でございます。人々が生活するうえでの課題は複合化かつ複雑化しています。また、既存の公的制度等では対応しきれない、制度の狭間にいる人が増加しております。さまざまな生

活課題を抱えた人でも、誰でも住み慣れた地域で自分らしく暮らしていくために、地域共生社会の実現を目指して、その実現にむけた取り組みを推進するため市と社会福祉協議会の一体的な計画を策定します。

2頁をご覧ください。地域福祉の定義として、「特定の対象者だけではなく、地域に暮らす全ての人が、安心して暮らせるように、地域住民や公私の社会福祉関係者などが協働して地域生活課題を解決するための関係づくりや活動を行うこと」と記載してございます。

3頁をご覧ください。地域福祉における地域の範囲については、市全体、市全体を4地区に分けた圏域、4地区をさらに学区に分けた圏域、学区をさらに行政区や自治会、町内会に分けた圏域としております。

本計画における「地域」は、固定的、限定的なものと捉えるのではなく、活動やサービスの内容によって柔軟に捉えております。

4頁をご覧ください。計画の位置付けでございます。

第3次久喜市地域福祉計画・地域福祉活動計画の位置付けでございますが、市政運営全体の指針である第2次久喜市総合振興計画を上位計画としております。また、本計画は、地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉、その他の福祉の各分野における共通的な事項を記載する「福祉の上位計画」となっております。

また、本計画は、SDGs（持続可能な開発目標）の視点を踏まえた内容となっております。

本市では、世界的な目標である SDGs を達成するための各種取

組みを推進するため、令和3年7月9日に「久喜市 SDGs 取組方針」を定めております。その中に掲げる具体的な取組方針に、「第2次総合振興計画をはじめとする市で策定する各種計画について、SDGs の理念を反映させることで、各種業務を通じた全庁的な SDGs の推進に努めます。」と定められており、本計画においても、SDGs の理念を反映させております。

6 頁をご覧ください。

計画の期間につきましては、令和5年度から令和9年度までの5年間となっております。

計画への市民参加につきましては、アンケート調査や委員会等での検討等を実施した旨を記載しております。

次に、第2章「地域福祉に関する現状と課題」でございます。

8 頁をご覧ください。

8 頁から9 頁にかけて、第2次計画における取組み状況を記載しております。

10 頁をご覧ください。10 頁から26 頁にかけて市民アンケート調査の結果を掲載しております。

27 頁をご覧ください。27 頁から32 頁にかけて地域活動実践者等へのアンケート調査の結果を掲載しております。

33 頁をご覧ください。市民アンケート調査の結果から見える現状と課題として、「近所付き合いの希薄化・意識変化」、「地域福祉活動への参加者の伸び悩み」、「包括的な相談支援体制の充実」を挙げております。

34 頁をご覧ください。地域活動実践者アンケート調査の結果から見える現状と課題として、「地域活動の担い手不足」、「交流活動の機会や場の減少」、「相談先のわかりにくさや情報不

足」を挙げております。

35頁をご覧ください。専門職アンケート調査の結果から見える現状と課題として、「生活支援や制度の狭間の困りごとの増加」、「孤立化している世帯への対応が困難」、「複合的な課題のある世帯への対応が困難」、「連携の不足」を挙げております。

次に、第3章「計画の基本的な考え方」でございます。37頁をご覧ください。

「第2次久喜市総合振興計画」のまちの将来像につきましては、空欄となっておりますが、総振の審議会では、現在、「人が笑顔、街が元気、自然が豊か、久しく喜び合う住みやすいまち久喜」を候補案しており、今後その案を軸に進めていくとお聞きしております。

基本理念につきましては、前回の委員会で、「誰もが」という言葉を加えて「誰もが、ともに生き、ともに安心して暮らすことのできる地域社会づくり」としてはどうかというご意見があり、検討させていただきましたが、「ともに」という言葉にみんなでという意味を含んでおり、「誰もが」を入れなくもみんなで取り組んでいくことが伝わること、基本理念は、あまり長い文章でない方がよいとの理由で、「誰もが」という言葉を追加せず、原案の「ともに生き、ともに安心して暮らすことのできる地域社会づくり」といたしました。

重点施策については、第4章でご説明いたします。

43頁をご覧ください。第3次地域福祉計画・地域福祉活動計画で取り組むSDGsゴールにつきましては、11ゴールを設定してございます。

それぞれのゴールは、ゴール1、ゴール2は貧困をなくすこと
ゴール3は、すべての人に健康と福祉を推進すること、ゴール4
は、すべての人に、質の高い教育の提供や生涯学習の機会を促進
すること、ゴール5は、人権を尊重し、ジェンダー平等を実現す
ること、ゴール8は、性別、年齢、障がいの有無に関係なく、働
きがいのある人間らしい雇用を促進すること、ゴール10は、人権
問題等の不平等を是正すること、ゴール11は、道路や公共施設で
のバリアフリー化など住み続けられるまちづくりを実現するこ
と、ゴール13は、水害被害の軽減等、災害による被害を軽減する
対策を講じること、ゴール16は、児童虐待の防止等、平和と公正
をすべての人に実現すること、ゴール17は、協働のまちづくり等
を促進し、パートナーシップで目標を達成することです。

次に、第4章「施策の展開」でございます。

基本目標1から基本目標4の重点施策2までにつきましては、
前回の委員会で、目標（目指す姿）、現状と課題、みんなで取り
組むこと、市の主な取組み、社会福祉協議会の主な取組つしまし
て説明いたしましたので、各重点施策の目標値及び進捗状況を把
握するための評価項目についてのみ説明いたします。

目標値につきましては、次回の第4次地域福祉計画・地域福祉
活動計画策定時に行うアンケート調査の結果で評価いたします。

進捗状況を把握するための評価項目につきましては、毎年度、
実施状況を確認し、評価いたします。なお、評価項目につきまし
ては、現在策定中の第2次久喜市総合振興計画の重要業績評価指
標と同じ内容となっております。第2次久喜市総合振興計画の重
要業績評価指標が変更となれば、評価項目も変更してまいります

ので、ご承知おきください。

45頁をご覧ください。

基本目標1の重点施策1「地域福祉への関心を高めます」についてでございます。

令和9年度の目標値につきましては、「地域福祉」という言葉や意味を知っている市民の割合を42.5%以上としております。値につきましては、平成27年度の調査結果「よく知っている」と「少し知っている」と回答した人の割合42.5%を上回る数値を設定したところでございます。

さらに、目標達成に向け、進捗状況を把握するための評価項目とその目標値として、令和9年度までに生涯学習関連の講座・教室の参加者数を16,000人に、市内小中学校における福祉教育の実施校数を全学校と挙げております。

47頁をご覧ください。

基本目標1の重点施策2「地域福祉活動の担い手を育成します」についてでございます。

令和9年度の目標値につきましては、ボランティアやNPO活動に参加したことがある市民の割合を29.2%としております。値につきましては、年1%の増加を見込み数値を設定したところでございます。

さらに、目標達成に向け、進捗状況を把握するための評価項目とその目標値として、令和9年度までに、はつらつリーダー（介護予防ボランティア）の年間養成人数を15人、ボランティアセンター登録新規団体数を年3団体、ボランティアセンター登録新規個人数を年15人と挙げております。

49頁をご覧ください。

基本目標2の重点施策1「地域にあった支え合いの構築を図ります」についてでございます。

令和9年度の目標値につきましては、隣近所の見守り、声かけや地域の支え合いが進んだと感じる活動実践者の割合を50%以上としております。値につきましては、現状値から過半数を超える数値を設定したところでございます。

さらに、目標達成に向け、進捗状況を把握するための評価項目とその目標値として、令和9年度までに、ファミリーサポート登録件数を1,000人、くき元気サービス新規登録協力会員数を年10人、地区あったか会議新規設置数を年1か所と挙げております。

51頁をご覧ください。

基本目標2の重点施策2「世代を超え、誰でも参加できる身近な地域活動の充実を図ります」についてでございます。

令和9年度の目標値につきましては、過去5年間に地域活動に参加した市民の割合を66.8%としております。値につきましては、年1.5%の増加を見込み数値を設定したところでございます。

さらに、目標達成に向け、進捗状況を把握するための評価項目とその目標値として、令和9年度までに、ゴミゼロ・クリーン久喜市民運動への市民参加人数を25,600人、新たなまちづくり活動(地域提案型活動事業)に関する申請数を10件、ふれあい・いきいきサロン新規登録数を年3か所と挙げております。

53頁をご覧ください。

基本目標3の重点施策1「複雑化・複合化した生活課題に対応するため、包括的な相談支援体制を構築します」についてござい

います。

令和9年度の目標値につきましては、困りごとがあったときに相談や支援を受ける環境が整備されていると感じる市民の割合を50%以上としております。値につきましては、包括的な相談窓口を今後開設するため、50%以上とする数値を設定したところでございます。

さらに、目標達成に向け、進捗状況を把握するための評価項目とその目標値として、令和9年度までに、包括的な相談窓口で受けた複雑化・複合化した相談のうち、支援につながった割合を100%と挙げております。

55頁をご覧ください。

基本目標3の重点施策2「支援を必要とする人が適切な支援を受けることができるよう、わかりやすい情報提供を行います」についてでございます。

令和9年度の目標値につきましては、わかりやすい福祉情報の提供や情報発信が進んだと感じる活動実践者・専門職の割合を、活動実践者は60%、専門職は50%としております。値につきましては、現状値から専門職が過半数を超えることを目標とし、実践者は令和3年度の実践者と専門職の差異が約10%であることから、60%とする数値を設定したところでございます。

さらに、目標達成に向け、進捗状況を把握するための評価項目とその目標値として、令和9年度までに、情報の発信手段の種類を9種類以上、地域福祉活動計画の説明回数、概要版配布数を4,000部と挙げております。

57頁をご覧ください。

基本目標3の重点施策3「個々の活動をつなぐ仕組みをつくり

ます」についてでございます。

令和9年度の目標値につきましては、地域住民との関わりや関係機関との連携が進んだと感じる専門職の割合を50%としております。値につきましては、過半数を超える数値を設定したところでございます。

さらに、目標達成に向け、進捗状況を把握するための評価項目とその目標値として、令和9年度までに、高等教育機関や民間事業者等との連携交流事業数を83件と挙げております。

59頁をご覧ください。

基本目標4の重点施策1「災害の備えや地域の見守り体制を強化し、孤立しない地域づくりを行います」についてでございます。

令和9年度の目標値につきましては、困ったときに地域の人に手助けを求めることができる市民の割合を39.6%としております。値につきましては、年1.5%の増加を見込み数値を設定したところでございます。

また、災害時要援護者の支援体制づくりが進んだと感じる活動実践者・専門職の割合を、活動実践者は30%、専門職は50%としております。値につきましては、専門職は過半数を超えること、実践者は令和3年度の実践者と専門職の差異が約20%であることから、30%とする数値を設定したところでございます。

さらに、目標達成に向け、進捗状況を把握するための評価項目とその目標値として、令和9年度までに、人口千人あたりの地域防犯（見守り）活動人数を12人、自主防災組織の組織数を175組織、あんしんカード配布数を年1,000枚と挙げております。

62頁をご覧ください。

基本目標4の重点施策2「住み慣れた地域で自分らしく生活を送るために、福祉サービスの充実を図ります」についてでございます。

令和9年度の目標値につきましては、福祉サービスが充実したと感じる活動実践者・専門職の割合を、活動実践者は40%、専門職は50%としております。値につきましては、現状値から専門職が過半数を超えることを目標とした数値を設定したところでございます。

さらに、目標達成に向け、進捗状況を把握するための評価項目とその目標値として、令和9年度までに、地域包括支援センターの相談件数を37,500件、障がい者就労支援事業における新規就労者数を35人、保育所等巡回支援事業の事業満足度を100%、経済的自立により生活保護が廃止となった世帯数を37世帯、市が運行する公共交通利用者数を167,000人と挙げております。

63頁をご覧ください。基本目標4の重点施策3「成年後見制度の利用促進、権利擁護に対する支援を行います」と69頁の基本目標4の重点施策4「犯罪をした者等に対する再犯防止の支援を行います」につきましては、前回の委員会ではお示しできなかった箇所でございます。

地域福祉計画策定ガイドラインにおける共通して取り組むべき項目として成年後見制度及び再犯防止があげられており、この両者は、地域共生社会の一端を担うものであり、地域福祉として一体的に展開することが望ましいことから、「久喜市成年後見制度利用促進基本計画」及び「久喜市再犯防止計画」を地域福祉計画・

地域福祉活動計画と一体的に策定してございます。

基本目標4の重点施策3「成年後見制度の利用促進、権利擁護に対する支援を行います」でございます。目指す姿として、「認知症や障がいがあることによって判断能力の十分ではない方や、自己の権利を表明することが困難である等の理由により支援を必要とする人が、意思や尊厳、そして自分らしい生活を守るための制度として、成年後見制度を利用し、住み慣れた地域で安心して生活しています。」と定めております。

みんなで取り組むこととして、2つの取組みを記載してございます。

1つ目は、「各種福祉サービスや成年後見制度等についての知識を深めましょう。」、2つ目は、「認知症高齢者など、判断能力の低下に伴う支援が必要な方がいたら、成年後見センター等に相談しましょう。」です。

また、市の主な取組みとして、「権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築」、「中核機関を中心に、成年後見制度の利用促進」、「担い手の確保・育成等の推進」、「任意後見制度の利用促進」を挙げております。

令和9年度の目標値につきましては、「成年後見制度」について知っている市民の割合を60%以上としております。値につきましては、現状値44.8%に、「聞いたことはあるが、内容は知らない」と回答した人26.4%の半数23.2%以上の人を「知っている」とすることを目標に、60%以上と数値を設定したところでございます。

さらに、目標達成に向け、進捗状況を把握するための評価項目とその目標値として、令和9年度までに広報紙への掲載回数を年

2回、イベントや事業にて周知チラシの配布を年10回、成年後見センターで受けた相談件数を年40件、専門職により相談会の開催を年2回と挙げております。

なお、久喜市成年後見制度利用促進基本計画（素案）策定あたり、久喜市中核機関運営委員会にて司法関係者等にご意見を伺い、いただいた意見を計画に反映させております。

69頁をご覧ください。

基本目標4の重点施策4「犯罪をした者等に対する再犯防止の支援を行います」でございます。目指す姿として、「犯罪をした者等が、必要な支援を受け、社会復帰しています。地域住民も、再犯防止に理解を深め、犯罪をした者等が社会復帰できるよう支援しています。」と定めております。

みんなで取り組むこととして、3つの取組みを記載してございます。

1つ目は、「再犯防止のための取組みや活動に関心を持ち、協力しましょう。」、2つ目は、「社会復帰を目指す人が様々な「生きづらさ」を抱えていることへの理解を深めましょう。」、3つ目は、「地域に「生きづらさ」や心配ごとを抱えている方がいたら、保護司、更生保護女性会員、民生委員・児童委員をはじめ、企画調整保護司が常駐する更生保護サポートセンターや市、社会福祉協議会等の相談窓口を紹介しましょう。」です。

また、市の取組みとして、「就労及び住宅の確保」、「保健医療・福祉のサービスを必要とする犯罪をした者等に対して、地域で生活できるよう支援」、「民間協力者の活動の促進等、広報・啓発活動の推進」を挙げております。

令和9年度の目標値につきましては、令和8年の「久喜警察

署・幸手警察署管内の再犯者率」を45%としております。国の再犯率は、近年0.1から0.3ポイント増加傾向ですが、さまざま取組みを行うことにより、年0.3ポイントずつ減少させ、現状値の46.5%より1.5ポイント減の、45%と数値を設定したところでございます。

また、二つ目の目標値につきましては「社会を明るくする運動」という言葉や内容を知っている市民の割合を30%としております。値につきましては、現状値13.7%に、「聞いたことはあるが、内容は知らない」と回答した人28%の半数14%以上の人を「知っている」とすることを目標に、30%と数値を設定したところでございます。

さらに、目標達成に向け、進捗状況を把握するための評価項目とその目標値として、令和9年度までに市内協力雇用主数を11社とするとしております。

なお、久喜市再犯防止推進計画（素案）策定あたり、保護司及び更生保護女性会の方にご意見を伺い、いただいた意見を計画に反映させております。

次に、第5章「計画推進のために」でございます。77頁をご覧ください。

計画推進を目指すための取組みとして、「市民の取組み」、「地域団体、関係団体、関係機関等の取組み」、「市の役割」、「社会福祉協議会の役割」を記載してございます。

また、計画の周知及び普及啓発や計画の進行管理を記載してございます。

説明は、以上でございます。

続きまして、委員の方からご質疑をいただいておりますので、

読み上げさせていただきます。資料5をご覧ください。

初めに、質問事項1、第3次地域福祉計画・地域福祉活動計画で取り組むSDGsゴールについてご意見をいただいておりますので、読み上げさせていただきます。

第3次地域福祉計画・地域福祉活動計画の取り組みについて、SDGsゴールが明記され良いと思います。更に、活動体として「健幸・スポーツ都市 久喜市」の取り組みとつなげる取り組みが出来ないでしょうか。

SDGsゴールの取り組みには、「健幸でスポーツ都市づくり」の活動もあり、関連する活動の健康づくりなどの活動とあわせて、地域福祉活動の組み合わせで活動の推進を要望します。とのご意見がありました。

回答といたしまして、本市では、令和2年3月に「健幸・スポーツ都市」を宣言しておりますことから、本計画にも趣旨を反映させてまいります。

そこで、38頁の基本目標1の説明の箇所、二段落目の「また、」で始まる一文を『本市では、令和2年3月に「健幸・スポーツ都市」を宣言しており、スポーツを通じた健康増進に取り組むこととしたところです。このことを踏まえて、生涯を通じて、地域福祉活動の担い手として活躍するとともに、充実した生活を送るために、健康を維持増進するための取組みを推進します。』に変更いたします。

また、47頁の市の主な取組み、「(2)健康意識の醸成を図ります」において、健康づくりと地域福祉活動と組み合わせた活動を推進していきたいと考えております。取組みにつきましては、資料1のような進捗状況の中で報告していきたいと考えてお

ります。

続きまして、質問事項2、基本目標1の重点施策1「地域福祉の関心を高めます」についてご意見をいただいておりますので、読み上げさせていただきます。

基本目標1の重点施策1「地域福祉の関心を高めます」について、地域福祉について理解のし易いように「地域福祉に取り組むために必要なこと」の項目（市民・地域福祉の担い手・市・社協などの活動）を明示して欲しい。

第2次地域福祉計画・地域福祉活動計画の「概要版」で、地域福祉のイメージが絵で描かれて良いと思いましたが、役割が分かり難いので、地域のみんなで取り組むために、例えば「自助」「共助」「公助」などに分類して、地域福祉に取り組むための必要項目をわかりやすく明示することを要望します。とのご意見がありました。

回答といたしまして、ご意見のとおり、地域福祉に取り組むための必要項目を2頁に掲載してまいりたいと思います。

芝田主任

続きまして、基本目標3の重点施策「(2)支援を必要とする人が適切な支援を受けることができるよう、わかりやすい情報提供を行います」の進捗状況を把握するための評価項目についてご質疑をいただいておりますので、読み上げさせていただきます。

基本目標3誰もが繋がりに一緒に取り組む地域づくりの重点施策2の進捗状況を把握、評価項目の地域福祉活動計画の概要版配布について、配布先4,000部の配布先の予定はどうなっていますか。資料の配布については、予算の関係もあるため、限定されると思いますが、重点施策を展開するにあたり、必要とする関係機関に配布をお願いします。例えば区長会等での資料配布と説明及

び依頼する項目など。ご質疑ありがとうございます。

こちら配布先につきましては、社協の方で本計画策定のための地域活動実践者等アンケートにご協力をいただいた、地域活動実践者の方と市内福祉サービス事業所等の福祉に関わる専門職の事業所の方々への配布を予定しております。また、福祉やくき元気サービスの協力会員については研修会の場で、またボランティアグループやサロンの実践者の方には、代表者会議の場などを活用しまして、本計画概要版の配布等を周知を図ります。また、久喜市社協の出前講座やコミュニティ協議会、また高齢者大学など、地域活動の担い手の皆様に広く周知が図れるように、様々な機会でも配布を進めていきたいと考えております。

上岡課長補佐

続きまして、質問事項4、基本目標4の重点施策1「災害の備えや地域の見守り体制を強化し、孤立しない地域づくりを行います」についてご意見をいただいておりますので、読み上げさせていただきます。

基本目標4「誰もが安全で安心して暮らせる地域づくり」の重点施策1の「要援護者の支援体制」について、具体的に要援護者をどう区分して、本当に援護が必要な方への対応方法を示して欲しい。

災害時要援護者の支援体制についての指標について、災害時での要援護者、特に必要な方の避難方法についてどう管理されているのかが大切です。現状は、各地域任せであり、年々高齢化率が高くなる中での新たな活動指標を取り入れて欲しい。特に要援護者の支援が必要な方の避難方法の計画策定率など。とのご意見がありました。

回答といたしまして、本計画では、子どもから高齢者まで、日常から災害時まで、全体的な見守りについて掲載しております。

また、令和3年5月の災害対策基本法の一部改正により、避難行動要支援者ごとに福祉避難所への直接避難や避難経路を含めた個別避難計画の作成が、市町村の努力義務とされたところで、現在、国のモデル事業の事例等を参考にしながら、個別避難計画の作成に向けて、優先的に作成すべき要援護者や作成方法などについて、検討しているところでございます。

さらに、災害時の要配慮者対策については、「久喜市地域防災計画」にて掲載してございますことから、指標として援護者の支援が必要な方の避難方法の計画策定率を、本計画に取り入れることは考えておりませんが、個別避難計画の策定状況については、資料1のような進捗状況の中で報告していきたいと考えております。

要援護者見守り支援事業においては、地域の支援者の皆様から「地域における支援の具体的な取組方法を示してほしい」などのご意見をいただいております。今後も区長、民生委員・児童委員及び自主防災組織の代表者を対象とした合同研修会において、具体的な取組事例を紹介するなど、地域の支援者の皆様の取組の参考となるような情報提供を行ってまいりたいと考えております。

なお、令和4年度の合同研修会につきましては、地域の支援者である区長、民生委員・児童委員、自主防災組織の皆さんが顔を合わせて、ワークショップ形式で行うことを検討しております。

続きまして、質問事項5、基本目標4の重点施策2「住み慣れた地域で自分らしく生活を送るために、福祉サービスの充実を図ります」についてご意見をいただいておりますので、読み上げさ

せていただきます。

基本目標4「誰もが安全で安心して暮らせる地域づくり」の重点施策2に、市内各地で行われている「子ども食堂」の取り組み、開所数などを加えたらどうでしょうか。

子ども食堂の取り組みは、要援護者の取り組みと同様に地域で子育てで大変な家庭を援助することやコミュニケーションの取り組みとしても大変重要と判断します。管轄が異なるかも知れませんが活動項目に加えていただきたい。とのご意見がありました。

回答といたしまして、市内各地で行われている「子ども食堂」の取り組み、開所数などにつきましては、資料1のような進捗状況の中で報告していきたいと考えております。

なお、基本目標2の重点施策1の市の取り組み「地域全体で子育てを支援する環境を整えます」の中で取り組んでまいります。

続きまして、質問事項6、第4章「施策の展開」についてご意見をいただいておりますので、読み上げさせていただきます。

第4章 施策の展開で、市や社会福祉協議会の主な取り組みの指標や進捗状況を把握するための評価項目の目標値については、関連の担当課をとりまとめ苦労されていると思いますが、重点で取り組む項目と推移をウォッチングする項目と区分して進めることでどうでしょうか。

例えば、1) 重点項目として、「地域福祉」という言葉や意味を知っている市民の割合、見守り・声かけ活動実践者の割合、自主防災組織の数など、2) ウォッチング項目で良いと思う指標、生涯学習関連講座参加者数、ゴミゼロ・クリーン市民参加者数、情報発信手段など。とのご意見がありました。

回答といたしまして、重点施策には、それぞれ目標値が設定さ

れております。掲載しております市及び社会福祉協議会の主な取り組みを実施することで、目標の達成を目指していきます。目標に達しているかどうかは、第4次計画を策定する時に実施するアンケート調査結果で判定してまいりますので、年ごとの計画の進捗状況について判断するため、指標として評価項目を設定し、毎年度、指標を確認し、計画の進み具合を管理してまいります。

委員の方から事前にいただいた質疑についての回答は以上でございます。

樋口会長

ただ今、事務局より「第3次地域福祉計画・地域福祉活動計画（素案）」について、ご説明いただきました。あわせて、事前に委員の皆様からご提案、ご意見のありました事項について、今回は計画の素案関係の部分で、資料5の1から6に当たるものにつきましても丁寧にご説明をいただき、ありがとうございました。それらの説明を踏まえまして、何かご質問等はございますか。柿沼委員。

柿沼委員

今回の第3次の地域福祉計画・地域福祉活動計画については、第2次のアンケート結果や反省点を踏まえて、よく作成ができていると思います。

ただ、これから第3次を展開していくにあたって、どんなことをやったらいいだろうかということ、もう少しアクセントつけて、取り組まれるとよいのかなと思っています。例えば、久喜市が、近くの市町村と比べて、強みとか弱みがどんなところにあるのかと。もし弱いとすれば、他のところがどんな取り組みをしているのかということも、もう少し研究してもらって、自分たちがやっていることを、目標の積み上げ方式ではなくて、必要な項目をトップダウンでも、やっていくのだという意気込みがあると

もう少しやり方が変わってくるのかなと思います。

特に、私も思うのですが、自主防災組織、これについて目標が80%でよいとか、そういうことじゃないと思うのです。いや当然100%だと思うのですが、どういう理由でできていないのか。つくる必要があるのかないのか。そういうことも踏まえて、残りの20%のところを、もし、やり方がまずいのかわかりませんが、市長さんの方からトップダウンで、つくりなさいと、つくりなれないところについては、どういうサポートが必要だろうかとか。そういうことまで含めて、やっていただけると大変よいのかなと思いますので、ぜひよろしく願いいたします。

樋口会長

ありがとうございます。

ただいま柿沼委員さんの方から意気込みについてのお話をいただきました。特に、自主防災組織の目標値100%へという非常に意味のあるご提言であったと思いますが、その辺につきまして、事務局の考えをお聞かせいただければと思います。よろしく願いいたします。

鈴木課長

ご意見ありがとうございます。

自主防災組織の組織率ということでございますけども、令和3年度の実績では、79.6%までできております。先ほどの100%という部分については、一旦検討させていただいて、当然100%が目指すべき、あるべき数値ではありますが、実際には、現実に即した面と言いますか、その高みを目指した目標と、実際に達成できる現実的な目標とのバランスになると、そういった側面もあると思いますので、ただ、ご意見いただきまして、より高い目標で設定できるかどうか、改めて考えさせていただければと思います。

樋口会長

柿沼委員さん。

柿沼委員

検討してもらえばよいのですが、私の知り合いの、菖蒲に友達がいて、菖蒲の組織率は非常に低いのです。菖蒲は、安全だからよいのかなという話もありますが、やはり同じ取組みを福祉の中でやっていくとすると、その活動の濃淡は確かにあるかもわかりませんが、どういう原因で、自主防災組織をつくれぬのかです。つくって欲しいという人もいます。菖蒲の友達の中に、俺のところには無いのだが、つくって欲しいと言っていますけれども、本人が、声掛けしても、なかなか乗らないとか、いろいろな問題があるみたいで、何て言うのかこれ、ボトムアップ式ではなくて、なぜつくりぬのかっていうのは、もう少し市が強く活動されてもいいのかなとは思いますが、その辺の取組みの仕方だけはぜひ検討いただければと思います。

樋口会長

よろしいですか、私からも一言お話をさせていただきますと、自主防災組織自体、本当にできれば100%が本来、目標としてあるべきものではないかという思いは強いのですが、私自身、10年以上前、合併前に、鷺宮の方でお世話になったときに、地元で、当時県の防災課長もいて、自主防災組織については、担当部長さんもお見えになって各地域回ってこられて、10何年たってもやはりこの数字しかないという部分もあって、なかなか難しい課題ではございます。

ただ、柿沼委員さんのご意見のように、初めから低い数値をゴールにしていいのかという問題もあろうと思います。ただ、行政は行政として、やはり目標値に届かないと、計画の部分についての達成率について責任を問われる部分もありますので、その辺を、少しご理解をいただいて。ここにいらっしゃる皆さんが、直

接はこの自主防災の部分を担当されるわけではないかと思えますけれども、柿沼委員さんのお気持ちを酌んで、さらに、上積みするようなことができないか、ご検討いただければということでしょうか、柿沼委員さん。そのような形でご検討をお願いいたします。

鈴木課長

会長、ありがとうございました。

先ほど地区の、特に菖蒲地区が低いと。地区ごとに、やはり自主防対組織の組織率は、高い低いというばらつきがございます。特にそういった問題意識というのは、防災部局の方でも把握しておりますので、実際にそういったご相談を受けた場合には、支所の場合には、支所の総務管理課というところでまず、立ち上げたいという相談を直ちに承ることができますので、また民生委員さんを通じてとかでしたら、その都度、社会福祉課の窓口でも構いませんので、そういったお声が、どこに相談したらということも含めてありましたら、どんどんお申し出といたしますか、相談していただけたらと思っております。

樋口会長

社会福祉課の方からも、防災担当部局の方に、そういう形でなるべくご相談があれば、積極的に対応していただくということでお願いしていただきたいと思えます。柿沼委員さん、それでよろしいですか。ありがとうございます。

他にございますか。加藤委員さん。

加藤委員

防災組織が、菖蒲は非常に低いと。私も菖蒲11区から、この会議に参加させていただいております。非常に心狭いというか非常に痛感しています。うちの方の区長さんは、2年交代、そういう形でなれたらと思うと、次の人にバトンタッチ、そういう形でなかなか月々のやることで精一杯と、そういう形で、今回も4月か

ら、新しい区長さん、区長代理、そういう形で発足はしております。私がかねがね、私の立場を生かして、すぐにでも立ち上げて欲しいというお話をしていますが、なかなか区長さんになった方が、その意向というか、発展的な考え、そういうものがなかなか見えないと、そういうことで、これからも、少しでも前向きなお話が出るように、私も努力をしたいと思います。これからも、底辺をもう少し、これから発展するように、頑張っ参ります。よろしくお願ひします。

樋口会長

加藤委員さんありがとうございます。

今の話の中で、やはり行政だけではなくて地域の盛り上がりも非常に重要だと思ひますが、その中で、加藤委員さんを初めとして、そこに対しての意識のある方が、盛り上げていただければ、こういう組織もより組織率が上がっていくのではないかと思ひます。その辺については、車の両輪ではないですが、行政と地元の方がうまく連携がとれるような形で、防災組織の担当課にもそういう働きかけをしていただければと思ひますが、よろしいでしょうか。加藤委員さんもよろしいでしょうか。ありがとうございます。

木伏委員

他に何かご意見等ございますか。木伏委員さん。

建設的な意見かどうかわかりませんが、うちの方は自主防災組織があつて、学校なんかを使って訓練とかもしていますが、参加者がいつもやはり固定されたメンバーというか、年齢がいつても元気な方、足腰の達者の方とかが参加することが多いのですが、ある日テレビを見ていまして、俺はもうこの家で死ぬのだから、災害があつても逃げないよと、そういう人たちが多くなると、第一次災害を引き起こす。その家にとどまつて、俺

はよいのだ、私はよいのだという人のために、やっぱり他からあそこに残ってるよというのを、情報が把握できれば誰かが助けに行ったりしようとするわけですね。その方が反対に流されて死んだとか、もし、助けに行った人の方が、命を落とすということを見ると、うちの夫も81歳で杖をつけていて、耳が遠かったりとかいろいろあるので、俺も家で死ぬとよく言っていたのですが、私も最初は、それでいいや、私も一緒にここにとどまって死のうと思ったりもしたのですが、その報道を見て、自分たちがここにとどまっているという我を張ることによって、救助に向かった方が命を落とすというようなことがあったとすれば、個人個人がやはり皆が決めたところに避難しようという意識を高めて、日頃のそういう活動があったときには、足腰が不自由でも、どうにか参加しようという意識を向上させるというか、誰かがやってくれるとかではなくて、やはり個人個人が自分の命を、守るためにできることを少しでもするように心がけたらよいのではないかな。ついみんな、地震なんかあったりすると、夜中でもどこかに避難すると、市役所が毛布を持ってきてないとか、水を持ってきてないとか、文句ばかり言うけれども、そうではなくて、自分たちがそういうところに行くときでも、多少でもペットボトル水1本でも持っていけば違うでしょうし、とにかく自分の命を守るためには、自分が日頃から、そういう二次災害を起こさないような、努力をしなくてはいけないのかな。いろいろ災害があって、今も記念日ではないですけども、そういうときにやはり生き残った方が、皆さん自分がなぜあのか、女房を助けられなかったのかとか、いつまでもいつまでも自分が、生きている限りそれを悔いますよね。そういうのを見ると、やはり命というのは、もう

一つしかないものだから、守り抜くためには、個人の努力というか、そういうのが必要だと思ったので、つい一言言わせてもらいました。

樋口会長

ありがとうございます。今、木伏委員から、貴重なご意見をいただきました。特に昨今は、日本全国で、異常気象による集中豪雨等々が続いております。また、先日は新聞報道で、熱海の土石流が発生して1年と。人災的なものもありますけれども、そうでない部分で、今お話があったように、ここでもうしばらくとかで、逃げ遅れたことによる、被害が広がったというような話を聞くと、もう2時間ぐらい早く避難していたらと。その2時間の間に、車で逃げようと思っていたら、もう車で動けるような状況ではなかったとか、そのために、尊い命がなくなったというような新聞報道もみました。本当に、そういう部分も含めて、できれば地域福祉の中で、誰もが住みよい共存生活していく中の意識として、そういう部分も少し働きかけができればよいのかなと思います。そういう形でのご意見だということで、承らせていただきます。ありがとうございます。

他にご意見ございますか。枝委員。

枝委員

私の方からは、この地域福祉のこの認知度について、この地域福祉という言葉が登場して、もう相当な年月が流れていると思いますけれども、今回のこのアンケート調査によれば、「聞いたことはあるが、意味は知らない」と「知らない」と合わせると64.5%で、前回よりもこの認知度が低くなっているということもありますし、今回この指標「知っている人」の令和9年度の目標値を42.5%に一応設定しておりますけれども、地域福祉という、もう今でもいろいろな形で、啓蒙活動やら、その浸透へ

の市民への取組みをやっていると思いますが、いろいろな形で地域福祉というこの表題にあるように。この辺がまだまだ、意外と知られてない。ですから、この42.5%、どういう形でこの数字にしたのかわかりませんが、せめて、50%以上と設定をして、この辺の取組みをもう少し、市の取組みも社協の取組みも含めて、もっともっと、力を入れてやっていただきたいと、みんなで作る福祉のまち、みんなで支え合う、この福祉のまち、いろいろなすばらしい標語もありますけれども、それに合わせて、私もこの専門家ではありませんのでよくわかりませんが、この地域福祉というこの内容も含めて、もっともっと、わかりやすく、いろいろな形で住民の方々に、お知らせしていくような取組みを、ぜひ、お願いしたいなと思っておりますので、その辺の対策を少しお聞きしたいと思います。

樋口会長

ありがとうございます。ただいまの枝委員さんのご質問、ご意見に対して、事務局でお話していただける部分はありますか。

鈴木課長

ありがとうございます。この地域福祉とは、こちらの計画の2ページにも、お示しさせていただいていますし、また前の計画でも、絵を入れて、こういった考え方だよと、困った方々を地域全体で支える、ともに生き、支え合う社会づくりを進めていくことと定義づけられております。この第3次計画を通じて、今後さらに、地域福祉ということで周知を図っていく。概要版などを配ったりして、周知していくのは、一つまずあるかと思いますが、あと聞き方の問題にはなるのかなとは思いますが、実は地域福祉の推進にあたって今回も2ページにありますけれども、一人一人の、主体的な活動（自助）と、近所の助け合いやボランティア活動等に住民による支え合い（互助）、それから制度化された地域

ぐるみの助け合いや支え合い（共助）ということで行っていますが、何気ない地域の活動というのですが、お隣を気にする、何か困ったことがあればお隣に相談する、そういった一つ一つが、実は地域福祉に繋がっているのだという意識づけを、もっとお待ちいただけるような取り組みができればと感じております。私も最初、今年、社会福祉課に異動して来て感じたのですが、地域福祉の担い手というと、どうしても何かすごく敷居が高いといえますか、とても立派なイメージを持たれる方がいたとして、そうではなくて何気ないそういった皆さんの活動が繋がっているという意識づけをもう少し工夫してお伝えすることができれば、5年後のアンケートで、こういったことでも、地域福祉なのだなど啓蒙できれば、数字の方は上がってくるのではないかなと考えております。数字だけの問題ではないのですけども、そういったことを踏まえて、皆さんに、この計画の実践を通じてお伝えしていけたらと思っておりますので、よろしくお願いします。

樋口会長

ありがとうございます。ぜひ、行政の方からも、そういう地域福祉の部分について、認知を広げるような働きかけを一層起こしていただければということで、枝委員さん、よろしいでしょうか。ありがとうございます。

いかがでしょうか。時間のほうもそろそろ予定の時間になって参りましたが、ご質問の方も終わりにさせていただいて、次に進めさせていただきますが、よろしいでしょうか。ありがとうございます。それでは続いて議題3のその他ですけれども、事務局お願いいたします。

上岡課長補佐

次回の第2回の会議につきましては、8月上旬から9月上旬にかけてパブリックコメントを実施する予定でございまして、

次回の委員会では、皆様にそのパブリックコメントの結果を報告したいと思っております。会議は、9月の下旬から10月の上旬ごろを予定しておりますので、皆様よろしくお願ひいたします。

樋口会長

ありがとうございました。今日まで私どもの方で議論をいろいろと重ねたものを踏まえて、パブリックコメントに臨んでいただきたいと思いますが、その結果を受けて9月下旬かないし10月上旬ということですが、また第2回の委員会を、活発な議論ができるようお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

以上をもちまして本日の議事をすべて終了させていただきますが、よろしいでしょうか。それではこれもちまして、議長の職を解かせていただきます。ご協力ありがとうございました。

鈴木課長

樋口会長ありがとうございました。それでは先ほど申し上げましたが、本日いただきましたご意見を参考にさせていただきながら、8月にパブリックコメントを行いまして、最終調整をした上で、もう1回、皆様の方にご提示できたらと考えております。ありがとうございました。

それでは最後に閉会にあたりまして、志川副会長よりご挨拶をお願いいたします。

志川副会長

委員の皆様におかれましては、お忙しい中、またお暑い中、長時間にわたりまして、貴重なご意見賜りましてありがとうございました。以上をもちまして、令和4年度第1回久喜市健康福祉推進委員会を終わらせていただきます。ありがとうございました。

鈴木課長

ありがとうございました。委員の皆様には重ね重ねお忙しい中、ご出席を賜り、ありがとうございました。

以上をもちまして、令和4年度の第1回久喜市健康福祉推進委

員会を散会させていただきます。お疲れ様でした。

会議のてん末・概要に相違ないことを証明するためにここに署名する。

令和 4年 7月 22日 樋口勝啓

審議会等会議録

(注)特に署名等を要しない審議会等については、事務局名を記入する。